

新しく犬の飼い主になられた方へ 犬のマイクロチップ情報登録制度 についてご案内いたします。

令和4年6月1日より、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正施行・「狂犬病予防法」上の特例措置の実施による
マイクロチップ登録に関する新制度が始まりました。

マイクロチップは、直径2mm、長さ8~12mmほどの小さな電子器具です。体内に埋め込むため外れる心配がありません。

Q. どんな制度が始まったの？

令和4年6月1日以降、ブリーダーやペットショップなど犬猫等販売業者は、販売する犬猫にマイクロチップを装着し、環境省のデータベースへマイクロチップ情報を登録する義務があります。そして、販売業者からマイクロチップを装着された犬猫を購入した飼い主は、環境省データベースにて登録情報の変更をしなければなりません。

①マイクロチップを装着し、②飼い主情報を環境省データベースに登録された犬は、①②をもって狂犬病予防法上の犬の登録を行ったとみなされるため、飼い主が区の窓口に向いて鑑札の交付を受ける必要がなくなります。

さらに、環境省データベースへの登録を済ませると、住所や飼い犬情報の変更・死亡の手続きがパソコンやスマートフォンを用いたオンラインでの申請が可能となります。

(狂犬病予防注射済票交付申請は、引き続き窓口での手続きが必要です)

Q. 飼い主はどんな手続きが必要？

環境省データベース



令和4年6月以降に犬を購入した飼い主の方は、環境省データベースにて所有者情報の変更を行うことで、狂犬病予防法上の犬の登録が完了します。

環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」のサイトは左側の二次元コードからアクセスできます！

※所有者変更の申請には別途手数料がかかります。

オンラインで申請する場合……手数料 300円

紙・はがきで申請を行う場合…手数料 1,000円

※その他の登録情報の変更（住所の変更や飼い犬の死亡等）の場合は無料で申請を行うことができます。

日本獣医師会（AIPO）等の登録団体にすでにマイクロチップ情報を登録している飼い主の方は、環境省データベースへ登録情報の移行を行うことができます（令和4年5月末までにマイクロチップを装着している場合、移行は義務ではありません）。情報の移行を希望される方は、下記お問合せ先までご相談ください。

【お問合せ先】

公益社団法人日本獣医師会 マイクロチップ専用窓口

☎03-6384-5320

右のマークは、目が不自由な方のための音声コードです。

世田谷保健所
生活保健課生活保健

